

三次市教育委員会議案第 35 号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 26 年 11 月 19 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則
の一部を改正する規則（案）

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

十日市中学校	栗屋小学校，十日市小学校，酒河小学校
塩町中学校	神杉小学校，田幸小学校，和田小学校，川西小学校
川地中学校	清河小学校，川地小学校，三和小学校，三和中学校
君田中学校	君田小学校，布野小学校，布野中学校，作木小学校，作木中学校
吉舎中学校	吉舎小学校，安田小学校，八幡小学校，甲奴中学校，甲奴小学校，小童小学校
三良坂中学校	三良坂小学校，灰塚小学校，仁賀小学校

」を

「

十日市中学校	栗屋小学校，十日市小学校，酒河小学校
川地中学校	青河小学校，川地小学校，三和小学校，三和中学校
君田中学校	君田小学校，布野小学校，布野中学校，作木小学校，作木中学校
吉舎中学校	吉舎小学校，安田小学校，八幡小学校，甲奴中学校，甲奴小学校，小童小学校
三良坂中学校	みらさか小学校，塩町中学校，神杉小学校，田幸小学校，和田小学校，川西小学校

」に

改める。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。